

○宇都宮市青少年活動センター条例施行規則

昭和61年3月22日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市青少年活動センター条例（昭和61年条例第4号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平4規則4・平15規則49・平17規則54・平20規則5・平21規則42・一部改正)

(開館時間)

第2条 センターの開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日及び土曜日 午前9時から午後9時まで
- (2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 午前9時から午後5時まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(平20規則5・全改)

(休館日)

第3条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は休館日以外に臨時に休館することができる。

(平20規則5・全改)

(条例第4条第1項に規定する者である旨の登録)

第4条 センターを使用しようとする者は、登録申請書を市長に提出して、あらかじめ登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請をした者が条例第4条第1項に規定する者であると認めたときは、登録証を当該申請者に交付するものとする。

(平20規則63・追加)

(登録証の有効期間等)

第5条 前条第2項の登録証（以下単に「登録証」という。）の有効期間は、交付の日から当該交付をした日の属する年度の末日までとする。

2 登録証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 登録証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに市長に届け出て、その更正を受けな

なければならない。

4 登録証を紛失し、又は破損したときは、登録証の再交付を受けなければならない。

5 登録証が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録証を無効とする。

(1) 登録証の原形が確認できないほど破損し、又は汚損したとき。

(2) 虚偽の申請により登録証の交付を受けたとき。

(平20規則63・追加)

(登録証の返納)

第6条 登録証の交付を受けた者が条例第4条第1項に規定する使用者の資格を失ったとき、登録証の有効期間が満了したとき、又は登録証が前条第5項の規定により無効となったときは、当該交付を受けた者は、速やかに市長に登録証を返納しなければならない。

(平20規則63・追加)

(使用許可の申請)

第7条 条例第5条第1項の規定によりセンターの使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

(平15規則49・平20規則5・一部改正、平20規則63・旧第4条繰下)

(使用の許可)

第8条 市長は、前条の使用許可の申請について適当と認めたときは、許可を決定し、使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

2 前項の使用許可書は、センターを使用するときこれを提示しなければならない。この場合において、当該使用しようとする者が第4条第1項の登録を受けたものであるときは、登録証を併せて提示しなければならない。

(平15規則49・平20規則5・一部改正、平20規則63・旧第5条繰下・一部改正)

(使用許可の取消し又は変更)

第9条 使用者は、センターの使用を取り消し、又は変更しようとするときは、使用許可取消変更申請書に使用許可書を添えて、使用日の前日までに市長に提出しなければならない。

(平20規則5・旧第7条繰上・一部改正、平20規則63・旧第6条繰下)

(使用料の免除)

第10条 条例第7条第5項の規定により、使用料の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、使用料免除決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(平20規則 5・旧第9条繰上・一部改正, 平20規則63・旧第7条繰下)

(原状回復の義務)

第11条 使用者は, センターの使用が終了したとき, 又は条例第9条の規定により使用を制限され, 若しくは使用の許可を取り消されたときは, 直ちに自己の負担で当該施設等を原状に回復し, 返還しなければならない。

(平20規則 5・旧第10条繰上・一部改正, 平20規則63・旧第8条繰下)

(損害賠償)

第12条 使用者は, 施設等をき損し, 又は汚損したときは, 市長が特にやむを得ないと認めたものを除き, その損害を賠償しなければならない。

(平20規則 5・旧第11条繰上, 平20規則63・旧第9条繰下)

(遵守事項)

第13条 使用者は, センターを利用するに当たっては, 別に定める事項を遵守しなければならない。

(平20規則 5・追加, 平20規則63・旧第10条繰下)

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第14条 条例第10条の規定により, 指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第4条から第9条までの規定の適用については, これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(平21規則42・追加)

(様式)

第15条 この規則に規定する申請書等の様式は, 別に定める。

(平20規則 5・旧第13条繰上, 平20規則63・旧第11条繰下, 平21規則42・旧第14条繰下)

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は, 別に定める。

(平20規則 5・旧第14条繰上, 平20規則63・旧第12条繰下, 平21規則42・旧第15条繰下)

附 則

この規則は, 昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月24日規則第4号)

この規則は, 平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成 7 年12月19日規則第27号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 6 月27日規則第49号）

この規則は、平成15年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年12月27日規則第44号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 6 月24日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月31日規則第58号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月25日規則第 5 号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年12月25日規則第63号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（宇都宮市勤労青少年ホーム条例施行規則の廃止）

- 2 宇都宮市勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和44年規則第 6 号）は、廃止する。

附 則（平成21年12月22日規則第42号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。